

条例の制定・改正案

◆ 議案第2号

牛久市議会の議決すべき事
件に関する条例について

担当／政策企画課

地方自治法第96条第2項の
規定に基づき、牛久市総合
計画の策定又は変更に関す
ることを、議会の議決すべき
事件として定めるものです。

◆ 議案第3号から議案第8号

までは、地方公務員法及び
地方自治法の改正によるも
のであり、各委員会の委員
について、非常勤特別職と
して委嘱するため、地方自
治法第138条の4第3項
の規定に基づく機関として
定めるものです。

◆ 議案第3号

牛久市まちひとしごと創生
推進会議設置条例について

担当／政策企画課

◆ 議案第4号

牛久市社会福祉法人設立認
可等審査委員会設置条例に
ついて

担当／社会福祉課

◆ 議案第5号

牛久市高齢者保健福祉計画
策定委員会設置条例について

担当／高齢福祉課

◆ 議案第6号

牛久市地域包括支援セン
ター運営協議会設置条例に
ついて

担当／高齢福祉課

◆ 議案第7号

牛久市地域密着型サービ
ス運営委員会設置条例について

担当／高齢福祉課

◆ 議案第8号

牛久市公共事業再評価委員
会設置条例について

担当／政策企画課

◆ 議案第9号

牛久市公共施設等総合管理
基金条例について

担当／政策企画課

施設の更新に当たっては、
施設全体を適正に把握した
上で、施設の老朽化対策を
計画的に推進する必要がある
ため、目的が限定されて
いる現行の牛久市社会教育
施設・文化施設整備基金、牛
久市生活環境施設整備基金
及び牛久市小規模水道維持

管理基金を集約し、牛久市
公共施設等総合管理基金を
新たに設置するものです。

◆ 議案第10号

地方公務員法及び地方自治
法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整理
等に関する条例について

担当／人事課

地方公務員法及び地方自治
法の一部を改正する法律の
施行に伴い、会計年度任用
職員制度の導入に関する文
言の整理等について、18の
条例の改廃を行うものです。

◆ 議案第11号

牛久市立学校設置条例の一
部を改正する条例の施行に
伴う関係条例の整理に関す
る条例について

担当／教育企画課

本年4月に「おくの義務教
育学校」が開校することに
伴い、関連する文言の整理
について、7つの条例を改
正するものです。

◆ 議案第12号

牛久市印鑑条例の一部を改
正する条例について

担当／総合窓口課

成年被後見人等の権利の制
限に係る措置の適正化等を
図るための関係法律の整備
に関する法律の施行に伴い、
成年被後見人等の人権が尊
重され、成年被後見人等で
あることのみを理由に不当
に差別されることのないよ
う、意思能力を有しない者
に限って印鑑登録を受ける
ことができないよう改正す
るものです。



◆ 議案第13号

牛久市固定資産評価審査委
員会条例の一部を改正する
条例について

担当／監査委員事務局

行政手続等における情報通
信の技術の利用に関する法
律の改正に伴い、当該法律
の題名の改正及び引用条項
の整理を行うものです。

◆ 議案第14号

牛久市財政調整基金の設
置、管理及び処分に関する
条例の一部を改正する条
例について

担当／財政課

実質収支の2分の1相当額
を財政調整基金に積み立て
ることとする規定を改め、
新設の公共施設等総合管理
基金など特定目的基金への
積立を可能とすることで、
公共施設等の計画的な保全
及び更新に充てることを可
能とするものです。

◆ 議案第15号

牛久市地域福祉基金条例の
一部を改正する条例について

担当／社会福祉課

高齢者や障がい者を含め
た、全ての方に対する福祉
の推進のため、基金を活用
できるよう改正するとと
もに、果実運用型基金から
取崩し型基金に改正する
ものです。また、牛久市心
身障害者福祉基金及び牛
久市地域振興基金を牛久
市地域福祉基金に統合す
るものです。

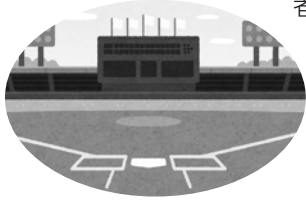
令和2年第1回市議会

◆議案第16号
牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について

担当／建築住宅課
民法の一部を改正する法律の施行に伴う文言の改正、連帯保証人の人数その他所要の改正を行うものです。

◆議案第17号
牛久市公園条例の一部を改正する条例について

担当／スポーツ推進課
牛久運動公園の有料公園施設である野球場及びスコアボード並びに多目的広場の使用時間単位を2時間から2時間30分へ拡大し、利用者への利便性向上を図るものです。



◆議案第18号
牛久市職員退職手当基金条例を廃止する条例について

担当／人事課

牛久市職員の大量退職による職員手当負担金の一時的な増大に対応するため設置していましたが、その役割を終えたことから、廃止するものです。

◆議案第19号
牛久市国際交流基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について

担当／市民活動課
昭和62年に国際交流を促進する目的とした寄附行為があった事により制定されましたが、全て国際交流の事業に使用され、現在は基金として稼働していないことから、廃止するものです。

◆議案第20号
牛久市健康管理基金条例を廃止する条例について

担当／健康づくり推進課
健康管理基金について、現在、基金として管理している現金等はなく、今後も運用の予定がないため、廃止するものです。

◆議案第21号
牛久市商工業振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について

担当／商工観光課
平成23年度に当該基金の運用が完了しているため、廃止するものです。

◆議案第22号
牛久市農山漁村ふるさと事業基金条例を廃止する条例について

担当／農業政策課
当該基金運用の完了に伴い、本条例を廃止するものです。

◆議案第23号
牛久市小規模水道事業給水条例を廃止する条例について

担当／商工観光課
平成24年度に市内2つの工業団地内の小規模水道について県南水道への切り替えが完了したことにより、小規模水道事業が終了していることから、廃止するものです。

※議案については、追加または変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

3月補正予算案

一般会計補正予算

現在の歳入歳出予算額に6億476万6千円を追加し、予算総額を325億1468万4千円とするものです。
主な内容は次のとおりです。

◆小学校のICT環境を管理する(国補正事業六分)
2億479万4千円【新規】

◆中学校のICT環境を管理する(国補正事業六分)
1億2848万円【新規】

国補正に伴い、小中学校のネットワーク高速化再構築を実施します。

【公債費】

◆地方債償還三元金
2億7836万円
利率の高い市債を繰上償還し、後年度の財政負担に備えます。

国民健康保険事業特別会計補正予算

保険給付費等を減額するもので、現在の歳入歳出予算額から2517万円を減額し、予算総額を81億6334万2千円とするものです。

公共下水道事業特別会計補正予算

補助事業に係る事業の組換えと不用額を減額するもので、現在の歳入歳出予算額から4766万9千円を減額し、予算総額を22億5064万円とするものです。

【農林水産業費】

◆被災農業者を支援する
515万4千円【新規】
台風15号及び台風19号により被害を受けた農業者に、修繕費等を補助します。

【土木費】

◆都市公園や一般公園を安全に管理する(国補正事業六分)
2200万円【新規】
国補正に伴い、公園遊具更新工事を実施します。

【教育費】

◆牛久第二小学校の施設を改修する(国補正事業六分)
1億1370万5千円【新規】
◆牛久第三中学校の体育館・武道場を長寿命化改修する(国補正事業六分)
2億902万円【新規】

国補正に伴い、小中学校施設整備工事を実施します。